



発行人 福島県教職員組合
 発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
 [定価一部 20円]
 編集・責任者 角田 政志
 e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
 http://www.f-t-u.or.jp
 (この購読料は組合費に含まれています。)

新評価制度の賃金反映は 越年交渉に持ち越し！ ～3年連続の賃金引き上げ確定～

2016秋闘勝利 諸要求貫徹 11. 22県教組総決起集会

11月22日(火)、県教育会館において県教組総決起集会が行われました。11月4日に県教委から提示された新評価制度の賃金関係の内容を受けての集会でしたが、県内各地から約70名の参加があり、差別賃金を決して許さず、諸要求実現のために団結して交渉に臨もうという意思統一ができた集会となりました。午後からは、県庁で県教委との2回目の確定交渉を行い、参加者全員が交渉会場に入り、私たちの要求を実現させようと、それぞれが数多くの現場の声をあげ、県教委に再度検討を促す場面が多くありました。新評価制度の賃金反映については、県教委からの提示内容の不当性に参加者からの怒りの声があがりました。県教委は年内の成案化を断念し、越年交渉となりました。



交渉の冒頭、高校生の原発視察に強く抗議！

11月18日、県内の高校生が東京電力福島第一原発を見学し、相当量(10 μ Sv未満)の被ばくをしました。研究目的ではあっても子どもがさらに被ばくすることを容認した県教委に交渉の冒頭、強く抗議を申し入れました。この他に当面する学校の問題として、再任用制度の柔軟な制度設計、多忙化の解消、学校での集団フッ素洗口問題、県版学力テスト・学力向上プランの見直し等々、多岐にわたる問題について教育施策の改善を要求しました。

確定した賃金関係結果

○ 県人事委員会勧告通りの実施

- ① 民間との格差0.05%を若年層に配分(小中教育職2級で給料表600円～100円:68号給まで)
- ② 勤勉手当:年間支給月数を0.1月分引き上げ(年間1.7月分へ:12月期0.9月)
- ③ 扶養手当の見直し

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度～
配偶者	13,000	10,000	6,500	6,500
子	6,500	8,000	10,000	10,000

※配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、16年度11,000円、17年度は子10,000円・父母等9,000円、18年度以降は表と同額

○ 通勤手当の改定(提示案よりも月200円～3,500円の削減幅を縮小)

算定の自動車排気量を1,500～2,000ccへ変更。現行の40km未満の距離区分において1割の燃費調整を行っていますが、これに加えて全ての距離区分でさらに1割の燃費調整を獲得しました。ガソリン価格の低下による手当額の削減はやむを得ません。

この他にも、事務職給料表・医療職給料表(二)の改善をはじめ、時間講師の時給の向上等を要求していますが、県教委は難色を示しました。(2面に続く)

「標準」で減収は許さない! (新評価制度)



参加者、怒りの声! 声! 声!



今季秋闘の最大の焦点は、新評価制度での賃金反映です。11月4日の1回目の交渉では、国が例示した一般行政の賃金反映そのままの案が提示されました。(教育新聞11月10日号既報)

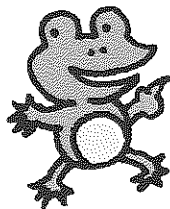
その後県教組は15日に県教委との協議を行い、提示案の改善を強く求めました。22日の交渉では県教委から「すぐに合意いただくのは困難。12月県議会への提案を見送り、2月議会に向け成案となるよう再度交渉を持ちたい」との提案があり、越年交渉が決定しまし

た。今後12月から1月にかけての交渉で、教職員が安心して働くことのできる賃金制度の確立をめざして交渉を強化します。県教組の要求の柱は次の通りです。

- (1) 標準 (B評価) で現行賃金よりも下がる制度設計には合意しない。
- (2) 教育委員会として、全教職員が困難な状況で働いている学校状況を踏まえた制度設計。
- (3) 「職務への意欲」「教育活動の充実」等、評価制度の目的に適合した賃金制度の構築。

学校教育の向上は、教職員の「ひとりの百歩」より「みんなの一步」があって実現できるものです。学校破壊にもつながりかねない 県教委の提示案には絶対反対です。

決定!



県教委との 専門部交渉

12月28日(水)

・日程、場所等、詳細については、後日お知らせします。

完成!

職場討議資料

あした

「明日のために 労安編②」

～労働安全衛生法で職場をカエル～

〈労安法を遵守 (コンプライアンス) させるための手引書〉

学校現場では、教職員の多忙化・過重労働が当たり前の状況になっています。安心して働き続けることができる職場環境をつくらなければなりません。私たちの働き方をカエル、職場をカエルするためにもこの資料をもとに討議し、職場環境を改善していきましょう。

後日、各分会に届きますのでご活用ください。

今秋募集!

交通災害共済を改定、 個人賠償がパワーアップ!

あんしんむすぶ 教職員共済

ケガ・事故・賠償

レスキューズリー

交通災害共済



- ① 交通事故などのケガ
- ② 一般のケガ
- ③ 個人賠償

資料請求・お問い合わせは

厚生労働省認可 教職員共済生活協同組合 福島県事業所

TEL 024-523-3011

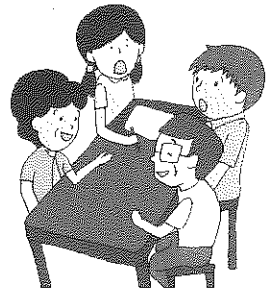
個人賠償を最高1億円まで補償!

※このチラシはレスキューズリーの概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください、制度内容をご確認ください。

校長も理解できない新人評価制度？

16秋闘キャラバン 安達支部

11月8日(火)、安達支部の秋闘キャラバンが行われました。その日は、県北域内校長会が開催されており、午後訪問した分会で校長に、「人事評価結果の給与への反映方法(案)」について尋ねたところ、「教育委員会からは、通り一遍の説明だけで、何を言っているのか分からない」との返答がありました。今回、県教委から提示された案は、評価する立場の校長にも分からない制度なのです。結局「話にならない」問題ある案は、12月県議会には提出されず、組合との交渉継続となりました。



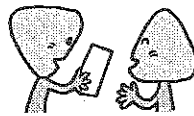
また、分会では、早くも人事の動きもありました。訪問した分会の教職員の話を聞くと、教育長や県北事務所は、意外と教職員の個別事情を気にかけている様子ですが、問題は校長にあることがわかりました。それが、校長へ私たち教職員の希望や話したことが教育事務所に伝わっていない場合が多いということです。人事トラブルの最大要因になっているということでした。分会人闘を組織して、複数の目でチェックすることが極めて重要です。分会訪問の最後に、人事の不安は、すぐ組合に相談することが大事であることを訴えました。



分会人事闘争委員会の強化・活性化が必要です。
今後、人事闘争(以下「人闘」)について何回かに分けてお知らせしていきます。

分会人闘のスタート!

- ① 分会人闘のスタートは、個票の配布から!
- ② …そして…回収と支部への送付まで! 異動希望の組合員を把握しておきましょう。
- ③ 異動希望組合員について校長との確認をしましょう。ヒアリング前後に、組合として組織的に取り組むという旨の「あいさつ」をしておきましょう。



これで分会人闘が動き出します。さらに…次の2点はとても重要です!

※組合員と管理職の1対1ではなく、分会長さんや学年主任などの同僚組合員と複数で動きましょう。
※組織打合せの前には、異動希望者の諸事情を、校長が地教委にきちんと伝えたかどうかを確認しましょう。～もちろん複数で

校長との確認(年内編)!

まずはじめに分会人闘委員長(たぶん分会長)さんが人事の窓口になることを分会の中で確認しましょう。その上で、校長から伝達された内容は、人闘委員長さんに随時伝えてもらえるような体制づくりも必要です…そうしないと、いちいち人闘委員長さんがまわって歩かないといけなくなります。

① できるだけ早い段階で(できればヒアリング前)

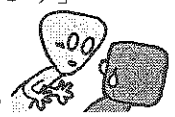
校長に対して、人闘委員長さんが組合員の人事について確認しながら進めていく旨のあいさつを「複数で」しておきましょう…これってわりと重要で、とっても効果的です! 「今年は、私が分会の人闘委員長になりました。校長先生とは、随時情報交換をしながらよりよい人事が実現できるよう頑張っていきますのでよろしくお願いします」



② ヒアリングが終わってから

「ヒアリングの内容に何か問題はありましたか?(個別に聞ければよりよい)」

異動希望組合員のヒアリング内容を確認し、問題がある場合は、校長と話し合いを持ちましょう。「異動理由の〇〇の件はお伝えいただきましたか?教育委員会の方はどうおっしゃってるんでしょうか」ここで納得できない場合には支部に連絡をしましょう。



③ 今後のことについて再度確認

「ヒアリングお疲れさまでした。今後もお互いに確認し合って進めていければと思いますのでよろしくお願いします」



第30回反核・軍縮・地球を守る福島県集会開催 ～県女性部・あけぼの会～

10月1日、二本松市男女共生センターを会場に、県退職女性教職員あけぼの会と県教組女性部の共催による「第30回反核・軍縮・地球を守る福島県集会」を開催しました。100名を超える参加がありました。

講演「憲法『改正』で何が変わるのか～自民党憲法草案にひそむもの～」 「憲法をいかにする福島県民の会」呼びかけ人代表の藤野美都子さん（福島医科大学教授）から講演をいただきました。自民党憲法改正草案の内容について、①立憲主義の軽視②天皇を戴く国家③平和国家から「戦争のできる国」への転換④基本的人権の形骸化⑤「緊急事態条項の創設が盛り込まれ、「尊重されるべき個人の権利を消し、国民を国家に従わせる戦争のできる国づくり」をめざしたものであるとの話がありました。結びには、「国家のための憲法」ではなく、「私たちのための憲法」を求めているかなければならないとのことでした。参加者からは、「国家を主体とすることに、戦前の日本に戻る危険を感じた。」「私たち国民の幸福のため、諦めることなく憲法を護る運動を進めたい。」などの感想が寄せられました。自民党憲法改正推進本部のホームページには「漫画政策パンフ」が掲載され、広い世代に憲法「改正」の必要性を訴えようとしています。現行憲法の趣旨をすり替えようとする意図は明らかです。各マスメディアによる情報操作が巧みになされているとの認識に立ち、今回の講演は、現行憲法の今日的意義を理解し護憲運動を進める上で大変参考となりました。



報告「甲状腺がん子どもたち」 「3.11甲状腺がん子ども基金」呼びかけ人の千葉親子さんから、県内の甲状腺がん患者のおかれています現状について報告がありました。

「県では、18歳までの子どもの医療費を無料にしており、甲状腺がんと診断された18歳未満の人は医療費がかからない。19歳以上は通常の保険診療となるため、政府や県に働きかけ、2015年から19歳以上でも医療費助成をする『甲状腺検査サポート事業』がスタートしたが、患者本位の制度としては不十分な点がある。子どもの甲状腺検査の縮小要請も出され、患者を増やしたくない、オリンピックを控えて復興を印象づけたい政府の意図が働いている。甲状腺がん患者たちが不安を抱えながら治療を受けている現実を知ってほしい。」との内容に、患者とその家族、被災者への支援を行っていく重要性を強く感じました。会の中で、「脱原発・憲法改悪阻止」の集会アピールを採択し、復興大臣宛の要望書を集約して会を終了しました。

今回集約された173筆の要望書は、11月1日、あけぼの会長・あけぼの会常任委員・県教組女性部長が復興庁福島復興局長に直接手交し、復興大臣への要請を行いました。

学校現場での「集団フッ素洗口」導入を食い止めよう！

県は、「2020年度（平成30年）までに4歳児から学齢期までのフッ素洗口実施率100%を目指す」としていますが、県教組は、「学校は教育の場として健康教育・保健指導を行っており、薬を使って予防する教育は導入すべきではない。」として導入阻止の取り組みを進めています。

フッ化物洗口で指摘されている問題点として、「①フッ化物による急性中毒、過敏症状の危険性、誤飲した場合の身体影響。②フッ素配合歯磨剤の普及とフッ化物洗口による併用効果への疑問。③虫歯予防の方法は他にもあり学校で集団フッ化物洗口を実施する必要性への疑問。④フッ化物洗口実施後の廃液による水質汚濁防止法・下水法上の排水規制違反などの環境汚染。⑤薬剤の管理・実施に付随する教員への負担増大」等が挙げられます。これらを踏まえ、集団実施に反対の声をあげていきましょう。

【訂正・教育新聞10月25日(火) 発行 4ページ「フッ素洗口についての総決起集会・学習会「講演から」】

誤 「①山形県の現状 山形県は、1992年に山形市にフッ素洗口が導入され、以後、日本フッ素研究会により、全県へと進められた。」

正 「①山形県の現状 山形県は、1992年に山形市にフッ素洗口が導入され、以後、全県へと進められた。そこで、日本フッ素研究会の支援を受け、山形県教組を中心に、『子どもの歯と健康を考える会』を立ち上げた。」